

フルーツ・ステーションネットワーク推進プラットフォーム 要綱

(名称)

第1条 本会は、「フルーツ・ステーションネットワーク推進プラットフォーム」と称する。

(目的)

第2条 本会は、消費者が本県を訪れ、様々なフルーツの楽しみ方や生産者との交流を経験するフルーツ・ツーリズムの推進に向けて、県、市町村及び民間事業者が共同で、県内各地域におけるフルーツ・ツーリズムの活性化について検討を行うとともに、フルーツ・ツーリズムの目的地として地域の特産フルーツを楽しみ、理解を深めることができる誘客と情報発信の場(以下「フルーツ・ステーション」という。)の創出及びそのネットワーク化を推進し、もって本県の果樹農業及び観光の振興に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 本会は、県並びに参加を希望する市町村及び民間事業者を会員として組織する。

2 本会への参加を希望する者は、その旨を山形県県・市町村電子申請サービス「やまがたe申請」により事務局に申し出ることにより、参加することができるものとする。

(取組内容)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の取組みを行う。

- (1) フルーツ・ステーションを通じたフルーツ・ツーリズムの推進に向けた情報やノウハウの共有、意見交換等
- (2) 会員間のネットワーク化の推進のための意見交換等
- (3) その他目的達成に必要な取組み

(事務局)

第5条 本会の事務局は、山形県農林水産部農政企画課が務める。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月3日から施行する。